**産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）**

**特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。**

**（変更・廃止届出用）**

**手引・様式・記入例**

**埼　玉　県**

**令和５年１１月**

　　　この冊子は、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）、特別管理産業廃棄物収集運搬業

　（積替え保管を除く）に関する変更届及び廃止届の提出方法について解説しています。

　なお、次に掲げる事項については、届出は不要です。

　① 法人の代表者、役員、令第６条の１０に規定する使用人、株主又は出資者の住所の変更

　② 収集運搬に使用する運搬容器の変更

　③ 駐車場の変更

　※注意　次に掲げる事項を変更する場合には、届出ではなく「変更許可申請」が必要です。

　・取り扱う廃棄物の種類を増やす場合（限定の解除を含む。）

　・石綿含有産業廃棄物の取扱いを無から有に変更する場合

　・水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじんの取扱いを無から有に変更する場合

　・「積替え保管を除く」から「積替え保管を含む」許可に変更する場合

**目　次** ページ

１　 届出の提出方法 ……………………… １

２ 提出先 ……………………… １

３ 届出方法等　　　　　 ………………………　　　 １

４ 届出の流れ ……………………… ３

５ 届出書の作成 ……………………… ３

　　 届出に必要な書類

６　届出に際しての留意事項 ……………………… ６

（１）廃棄物処理法施行令第６条の１０に規定する使用人（政令使用人）

（２）車両の登録についての注意点

（３）登録車両の写真

【届出書様式】

① 届出用紙（様式第十一号）（様式第十七号） ………………………　　　　９～１０

② 新旧対照表１（届出用） ……………………… １１

③ 新旧対照表２（届出用） ……………………… １２

④ 新任者一覧表 ………………………　　　　１３

⑤ 誓約書 ………………………　　　　１４～１５

⑥ 登録車両一覧表 ……………………… １６

⑦ 登録車両の写真（貼付台紙） ……………………… １７

⑧ 借上げ車両を登録する場合の添付書類 ………………………　　　　１８～２０

⑨ 欠格要件該当届出書 ……………………… ２１

⑩ 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に ……………………… ２２

　 係る申出書

　 運搬容器等の写真（貼付台紙）※⑩の添付書類 ………………………　 ２３

【記入例】

① 法人の名称の変更、個人事業者の氏名の変更 ……………………… ２５

② 法人本店所在地の変更、個人事業者の住所の変更 ……………………… ２６

③ 法人の代表者、役員等、政令使用人又は株主等の変更 ………………………　 ２７～３０

④ 登録車両の変更 ………………………　 ３１～３６

⑤ 誓約書 ……………………… ３７

⑥ 廃止届 ……………………… ３８

⑦ 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に ……………………… ３９

 係る申出書

⑧ 運搬容器等の写真（貼付台紙）※⑩の添付書類 ………………………　 ４０

１　届出の提出方法

窓口混雑緩和のため、原則として郵送にて届け出ていただきますよう御協力お願いします。

２　提出先

〒３３０－９３０１

埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１

**※郵送いただく際は郵便番号を記載すれば住所の記載は不要です。**

埼玉県産業廃棄物指導課収集運搬業担当（埼玉県庁第３庁舎２階）

　　　　　　　

３　届出方法等

（１）　届出部数

　　　　・正副２部

　　　　　副本は届出の控えとなりますので、正本の写し（コピー）で構いません。

（２）　手数料

　　　　・無料です。

（３）　届出方法

　　　　・届出方法は郵送と来庁の２種類です。

　　　　　ア　郵送

　　　　　　　郵送で届出される場合は、副本（届出者の控え）を郵送するためのレターパックか返信用

　　　　　　封筒（副本の重量に応じた郵便切手を貼付し、宛名を記載したもの）を同封してください。

　　　　　イ　来庁

　　　　　　　届出時間

　　　　　　　平日の９時から１２時まで及び１３時から１７時まで

　　　　　　　※予約は不要です。

（４）　届出事項

届出が必要な事項は、次のとおりです。

届出書の提出が必要な事項一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目番号 | 項 目 | 届出方法 | 許可証の書換 |
| 来庁 | 郵送 |
| １ | 法人の名称の変更、個人事業者の氏名の変更 | ○ | ○ | 有 |
| ２ | 法人の本店所在地の変更、個人事業者の住所の変更 | ○ | ○ | 有 |
| ３ | ①法人の代表者の変更 | ○ | ○ | 有 |
| ②法人の役員等、政令使用人、株主等の変更 | ○ | ○ |  |
| ４ | 登録車両の変更 | ○ | ○ |  |
| ５ | 取り扱う産業廃棄物の種類の減少 | ○ | ○ | 有 |
| ６ | 政令市における積替え保管許可の有無の変更 | ○ | ○ | 有 |
| ７ | 業の廃止 | ○ | ○ |  |
| ８ | 欠格要件該当届出（届出を行う際には当課に御連絡ください。） | ○ | ○ |  |

※法人の名称・個人事業主の氏名、法人の本店所在地・個人事業主の住所、代表者名及び代表者

の役職名の変更がある場合、許可証が書換えとなります。

　なお、新たな許可証（以下「新許可証」と明記）が発行できるようになりましたら電話等によりご連絡させていただきます。

（５）提出期限

　　項目番号１～７は、変更後１０日以内に提出が必要です。ただし、法人で登記事項証明書の

　書き換えが必要な場合（名称・所在地・代表者・役員）は、３０日以内となります。

　　項目番号８については２週間以内に届出が必要です。

（６）その他

　　　　　 届出内容が複数の項目に及ぶ場合でも、１つの届出として提出していただけます。

　　　　　 また、次のように、産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業などの複数の

　　　　 許可を有する方が、変更届を同時に提出する場合には、いずれかの届出書に必要書類の原本

　　　　 を添付していただければ、他の届出については必要書類の原本の写しの添付で結構です。

原本の

写し

原本の

写し

特管収集

運搬業変

更届出書

特管収集

運搬業変

更届出書

 の写し

原本の

写し

特管収集運搬業

 （正本）

特管収集運搬業

　　（副本）

収集運搬

業変更届

出書の

写し

収集運搬

業変更届出書

原本

収集運搬業（正本） 収集運搬業（副本）

**４　届出の流れ**

（１）届出の流れ

届出書の作成（事業者）

届出（原則として郵送）

新許可証の交付

法定様式の届出書及び埼玉県指定様式に必要事項を記入し、添付書類を添えてください。

・　　　　産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）：様式第 11 号

・特別管理産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）：様式第 17 号

埼玉県指定様式及び添付書類は、次ページ以降の「届出に必要な書類等のリスト」を参照してください。

窓口混雑緩和のため、原則として郵送により提出してください。

（来庁による提出も可）

郵送先は、１ページの届出受付場所を参照してください。

郵送の場合は、副本を郵送するためのレターパックか返信用封筒（副本の重量に応じた郵便切手を貼付し、宛名を記載したもの）を同封してください。

変更届のうち、許可証の記載事項に変更があるもの（以下「旧許可証」と明記）については、許可証を書換え、新許可証を交付します。

（２）新許可証の交付

　　　書換え後の新許可証の交付は、産業廃棄物指導課収集運搬業担当から電話でお知らせします。

　　　その際に、以下のどちらかの方法にするか、申し出てください。

　　　① 窓口交付を希望する場合

　　　　・平日９時から１２時、１３時から１７時までの時間帯に、原則として、申請者本人又は委任を

　　　　受けた方（行政書士等）が来庁して受領してください。

　　　　来庁の際は、来庁者の認め印（サインでも可）を持参してください。その際の御予約は不要です。

　　　　・新許可証は、旧許可証と交換に交付しますので、必ず旧許可証もお持ちください。

　　　② 郵送による交付を希望する場合

　　　　・許可証の書換えが終了した旨の連絡を受けましたら、送付先を記入したレターパックプラス

　　　　（レターパックライトは不可）を送付してください。

　　　　・新許可証は、旧許可証と交換に交付しますので、必ず旧許可証を同封してください。

　　　　※旧許可証、レターパックプラスは折り曲げても構いません。

　　　　※レターパックの「ご依頼主様保管用シール」ははがさないで下さい。追跡する場合は番号を控えて下

　　　　さい。

５　届出書の作成

（１）届出書のとじ方

届出書

　　　・届出書は、左側をホチキスや綴じ紐で綴じてください。

　　　・不足書類のないように、提出前に「届出に必要な書類一覧」で確認してください。

　　　・綴じ方は、届出書、埼玉県指定様式、添付書類の順でお願いします。

（２）届出様式

　　　届出書の法定様式は、次のとおりです。

　　　・　　　　産業廃棄物処理業変更届出書：様式第 11 号（第 10 条の 10 関係）

　　　・特別管理産業廃棄物処理業変更届出書：様式第 17 号（第 10 条の 23 関係）

　　　様式は、本冊子をコピーするか、次の埼玉県のホームページからダウンロードしてください。

 　　 ・変更届・廃止届の様式掲載場所のアドレス

　　　　<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/syuuunntodokede.html>

（３）届出に必要な書類一覧

　　下記の①から③の書類と、④変更事項に合わせた書類を提出してください。

　　①　産業廃棄物処理業変更届出書　又は　特別管理産業廃棄物処理業変更届出書

　　②　新旧対照表１

　　③　**埼玉県の許可証の写し（添付忘れが多いので注意してください。）**

 ④　変更事項に合わせた書類（下表のとおり）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出書類変更事項 | 新旧対照表２ | 新任者一覧表 | [誓約書](http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/590123.doc) | 定款 | 履歴事項全部証明書 | 住民票 | 見取り図 | 運搬車両一覧表 | 車両の写真 | 自動車検査証記録事項 |
| 名称・組織（法人） |  |  |  | ○ | ○※３ |  |  |  |  |  |
| 氏名（個人） |  |  |  |  |  | ○※３ |  |  |  |  |
| 所在地（法人） |  |  |  |  | ○※３ |  | ○ |  |  |  |
| 住所（個人） |  |  |  |  |  | ○※３ | ○ |  |  |  |
| 法人の代表者 | ○ | ○※２ | ○ |  | ○※３ | ○※２、３ |  |  |  |  |
| 役員 | ○ | ○※２ | ○※２ |  | ○※３ | ○※２、３ |  |  |  |  |
| 株主 | ○ | ○※２ | ○※２ |  | ○※３(法人の場合) | ○※２、３ |  |  |  |  |
| 政令使用人 | ○ | ○※２ | ○※２ |  |  | ○※２、３ |  |  |  |  |
| 車両※４ |  |  |  |  |  |  |  | ○ | ○※４ | ○※４ |

　　**※１　変更事項に応じた必要書類を決められた様式で提出してください。特に新旧対照表１・**

**２、運搬車両一覧については新規・更新許可申請で使用する変更事項確認書、新旧役員等対**

**照表、添付書類第２面で代用している事例が見受けられますので注意してください。**

**※２　退任、役職名の変更、既存の株主が役員になる場合は不要になります。**

**※３　履歴事項全部証明書、住民票は申請日時点で、発行翌日から３か月以内で最新のものを提出してください。**

**また、住民票はマイナンバーの記載がなく、本籍が記載されているものを添付してください。**

**※４　増車の場合、提出が必要になります。**

**※５　ディーゼル車両を登録する場合、一部の車両については粒子状物質減少装置取付証明等の書類が必要になる場合があります。**

**自動車検査証記録事項の使用者が申請者と異なる車両を登録する場合、「借上げ車両を登録する場合の申出書」が必要になります。（詳細はｐ．６をご確認ください。）**

上表以外の変更事項については、収集運搬業担当（TEL 048-830-3026）にお問い合わせください。

また、次ページに変更届についてよくあるお問い合わせをまとめてありますので、ご覧ください。

（４）変更事項についてよくある問い合わせ

　【代表者】

　　Ｑ　既存の役員が代表者となる場合、省略できる書類はありますか？

　　Ａ　新任者一覧表、住民票を省略できます。

　【役員】

　　Ｑ　役員の退任、役職名の変更、既存の株主が役員になる場合、省略できる書類はありますか？

　　Ａ　新任者一覧表、誓約書、住民票を省略できます。

　【株主】

　　Ｑ　株主が減少する場合や既存の役員が株主となる場合、省略できる書類はありますか？

　　Ａ　新任者一覧表、誓約書、住民票を省略できます。

　　Ｑ　株式の保有割合が変わる場合（５％以上を保有することに変更はない）、届出は必要ですか？

　　Ａ　届出は不要です。

　　Ｑ　法人の株主が増加する場合、どのような書類が必要になりますか？

　　Ａ　増加する株主の履歴事項全部証明書が必要になります。

　【政令使用人】

　　Ｑ　政令使用人が退任する場合、省略できる書類はありますか？

　　Ａ　新任者一覧表、誓約書、住民票を省略できます。

　【役員等の共通】

　　Ｑ　法人の代表者、役員、令第６条の１０に規定する使用人、株主又は出資者の住所が変更になる

　　　場合、届出は必要ですか？

　　Ａ　届出は不要です。

　　Ｑ　役員・株主・政令使用人の姓、株主の商号が変更になる場合、届出は必要ですか？

　　Ａ　届出は不要です。

　【車両】

　　Ｑ　車両を削除する場合、省略できる書類はありますか？

　　Ａ　車両の写真、自動車検査証記録事項を省略できます。

　　Ｑ　車両番号が変更になる場合、届出は必要ですか？

　　Ａ　届出は必要です。

　　Ｑ　車体の形状が変更になる場合、届出は必要ですか？

　　Ａ　届出は必要です。

　　Ｑ　車両の最大積載量が変更になる場合、届出は必要ですか？

　　Ａ　届出は不要です。

　　Ｑ　駐車場や運搬容器が変更になる場合、届出は必要ですか？

　　Ａ　届出は不要です。

６　届出に際しての留意事項

（１）政令使用人

　　　政令使用人とは、廃棄物処理法施行令第６条の１０の規定により定める使用人のことです。

（２）車両の登録についての注意点

　　　令和５年１月以降に車検を受けた車両については、従来の車検証に代えて自動車検査証記録事項を添付してください。

　　　①　自動車検査証記録事項は有効期間が届出時点で有効なものに限ります。

　　　②　既に他の事業者の登録車両となっている車両は、届出されても登録できません。

　　　③　「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車規制不適合車両は登録できません。

　　　　**※　ｐ．３２の記入例の「運搬車両一覧」を参照**

**なお、適合車か否かの確認は、自動車検査記録事項上の記載からでは判断できませんので不明な場合は、埼玉県大気環境課にお問い合わせください。**

　　　　　　〇お問い合わせ先：埼玉県　大気環境課　048-830-3064

　　　④　借上げ車両を登録する場合の申出書

　　　　（**自動車検査証記録事項上の使用者が申請者ではない車両**を使用する場合には、以下をご用意ください。）

　　　　　Ⅰ.車両の賃貸借（使用貸借）契約書の写し

　 　次の項目が記載されている契約書をご用意ください。

 （１）申請者と貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）との契約であること

 （２）１年以上の車両賃貸借期間を有すること

 （３）対象となる車両の登録ナンバー

 （４）賃貸借の期間及び料金

 （５）産業廃棄物収集運搬業の用に供すること

 （６）独占継続的であること

 　　　　※自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合

　　　 自動車検査証記録事項の使用者が申請者と車両賃貸借契約をすることについて、所有者が了承していることを証明する書類

　　　　　　　　　 例：申請者Ａ、自動車検査証記録事項の使用者Ｂ、自動車検査証記録事項の所有者Ｃ

　　　　　　　　　　　ＡとＢとの車両の賃貸借（使用貸借）契約書の写し

　　　　　　　　　　　ＡとＢとの車両の賃貸借（使用貸借）契約をＣが了承していることを証明する書類

Ⅱ.駐車場の配置図

Ⅲ.駐車場関係書類及び雇用関係書類

　　　　　　 ※駐車場の状況により必要な添付書類を御用意ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 駐車場の状況 | 添付書類 |
| 駐車場関係書類 | 雇用関係書類 |
| 申請者が所有する駐車場 | 土地の全部事項証明書 |  |
| 申請者が確保した駐車場 | 土地の賃貸借契約書の写し |
| 車両の貸主が所有する駐車場※ | 土地の全部事項証明書 | 車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類 |
| 車両の貸主が確保した駐車場※ | 土地の賃貸借契約書の写し |

**※法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。**

　　　⑤　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類は「土砂等禁止」の車両では

　　　 収集運搬できません。

　　　　（根拠法：土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法)

　　　⑥　石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物については、パッカー車及びプレスパッカー車

　　　　など構造上、破砕して運搬する車両の使用はできません。

　　　　　水銀含有ばいじん等については、ポンプ車などそれ以外の廃棄物と混同して運搬する車両は原

　　　　則として使用できません（１種類専用であれば可）。

（３）登録車両の写真

　　　①　写真はL版の大きさのカラー写真で、鮮明なものを台紙（P.１７）に貼付してください。

　　　　貼付台紙に直接カラー印刷しても構いません。

　　　②　撮影方法は、次のとおりです。

　　　　　・車両の前面（真正面）を全体が写るように撮影すること（ナンバープレートが確認でき　　　　　　　ること）。

　　　　　・車両の側面（真横）を全体が写るように撮影すること（車体の表示が読み取れること）。

　　　　　　**※トラック等が大型のため車体の表示（産業廃棄物収集運搬車、会社名、固有番号（許可番**

**号の下６けた）が読み取れない場合、表示部分の写真を追加してください。**

**【届出書様式】**

　　様式第十一号（第十条の十関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 廃止変更 |  |
| 産業廃棄物処理業 | 届出書 |
|  |  |
|  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　埼玉県知事 届出者  郵便番号  住　　所   氏　　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号  ＦＡＸ 　　　　年　　月　　日付け第　　　　　号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下 |
|  | 廃止変更 |  　  |
| の事項について | したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第３項 |
|  |  |
| において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出 ます。 |
|  | 新 | 旧 |
|  廃止した事業又は 変更した事項の内 容（規則第１０条 の１０第１項第２ 号に掲げる事項を 除く。） |  |  |
|  |
|  変更した事項の内容（規則第１０条の１０第１項第２号に掲げる事項） |
|  |  |
| （ふりがな）氏　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 廃止又は変更の理由 |  |
|  備考 　１　この届出書は、廃止又は変更の日から１０日以内（履歴事項全部証明書を添付すべ　　 き場合にあっては３０日以内）に提出すること。 ２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとお 　　り」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

（日本産業規格　Ａ列４番）

御担当者欄

担当部署・担当者名：

電話番号：

　　様式第十七号（第十条の二十三関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 廃止変更 |  |
| 特別管理産業廃棄物処理業 | 届出書 |
|  |  |
|  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　埼玉県知事 届出者  郵便番号  住　　所   氏　　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号  ＦＡＸ 　　　　年　　月　　日付け第　　　　　号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下 |
|  | 廃止変更 |  　  |
| の事項について | したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の５第３項 |
|  |  |
| において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出 ます。 |
|  | 新 | 旧 |
|  廃止した事業又は 変更した事項の内 容（規則第１０条 の２３第１項第２ 号に掲げる事項を 除く。） |  |  |
|  |
|  変更した事項の内容（規則第１０条の２３第１項第２号に掲げる事項） |
|  |  |
| （ふりがな）氏　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 廃止又は変更の理由 |  |
|  備考 　１　この届出書は、廃止又は変更の日から１０日以内（履歴事項全部証明書を添付すべ　　 き場合にあっては３０日以内）に提出すること。 ２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとお 　　り」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

（日本産業規格　Ａ列４番）

御担当者欄

担当部署・担当者名：

電話番号：

 　　　　　 （

**新旧対照表１（届出用）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の有無 | 変更事項 | 変更内容 |
| 変更後 | 変更前 |
| 有・無 | 法人の名称、個人事業者の氏名 | （ふりがな　　　　　　　　　　） |  |
| 有・無 | 法人の本店所在地、個人事業者の住所 |  |  |
| 有・無 | 法人の代表者 | 新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり |
| 有・無 | 役員、顧問、政令使用人等 |
| 有・無 | 株主、出資者 |
| 有・無 | 登録車両 | 登録車両一覧表のとおり |
| 有・無 | 取り扱う産業廃棄物の品目の減少 |  |  |
| 有・無 | 政令市における積替え保管許可の有無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

|  |
| --- |
| **※取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類を増やす場合や、石綿含有産業廃棄物の取扱いを無から有に変更する場合等は、別途変更許可申請の手続が必要です。** |

新旧対照表２（届出用）

・変更（就任・辞任）のあった者だけでなく、登録されている全ての代表取締役、役員等、政令使用人

又は株主等について記載してください。※１者１行で記載してください。

・この表の新（役員等、５％以上の株主等）の欄に記載した方のうち、県に登録のない方については、

「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 新（役員等、５％以上の株主等） | 旧（役員等、５％以上の株主等） |
| １ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| ２ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| ３ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| ４ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| ５ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| ６ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| ７ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| ８ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| ９ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| １０ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| １１ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| １２ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| １３ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| １４ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |
| １５ | 　役職名等　　氏 名 等　 | 　役職名等　　氏 名 等　 |

新任者一覧表

・新旧対照表２（届出用）の「番号」欄に○をした方（県に登録のない方）のみ記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | （ふ　り　が　な） | 生年月日 | 本 籍 |
|  | 氏 名 | 役職名・呼称 | 住 所 |
|  | （ ） |  |  |
| 1 |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
| 5 |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
| 10 |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |

誓　約　書

　申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

参考資料：欠格事項

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠条文 | 欠格事項の内容 |
| 法第１４条第５項第２号 | 法第７条第５項第４号 |
| イ(申請者)ハ(法定代理人)ニ(法人役員)ニ、ホ(使用人) | イ | ○　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの　（※環境省令で定める者：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者） |
| ロ | ○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ | ○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ニ | ○　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢罪）、第２０８条（暴行罪）、第２０８条の２（凶器準備集合及び結集罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ホ | ○　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第１４条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第１４条の３の２第１項第３号（第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第１４条第５項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） |
| ヘ | ○　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| ト | ○　ヘに規定する期間内に第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| チ | ○　その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ロ(申請者)ハ(法定代理人)ニ(法人役員)ニ、ホ(使用人) |  | ○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。） |
| ヘ(申請者) |  | ○　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

|  |
| --- |
|  運搬車両一覧 |
|  | 車体の形状 | 自動車登録番号又は車両番号 | 最大積載量（kg） | 所有者又は使用者 | 備考 |
| １ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ２ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ３ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ４ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ５ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ６ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ７ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ８ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ９ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 10 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 11 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 12 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 13 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 14 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 15 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 16 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 17 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 18 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 19 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 20 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |

車両の写真

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |
| 前　　面　　写　　真 | 写真の方向等について図示するのが望ましい。　　　注意事項　　　　・車両の前面（真正面）を全体が写るように撮影すること。　　　　・ナンバープレートが確認できること。　　　　 |
| 側　　面　　写　　真 | 　　　注意事項　　　　・車両の側面（真横）を全体が写るように撮影すること。　　　　・名称等の車体の表示が確認できること　　　　　　既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、　　　　「会社名（事業者名）※屋号不可」、「固有番号（許可番号の下６桁）」）　　　　 が表示されていること。 車両が大型のため写真上車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を　　　　　拡大した写真も添付すること。　産業廃棄物収集運搬車　　　埼玉◯◯株式会社　　　１２３４＊＊号１文字３ｃｍ以上１文字５ｃｍ以上 |
|  | 撮影 | 年　　月　　日 |

**借上げ車両を登録する場合の申出書**

 　　　　 　　　　年　　月　　日

 　埼玉県知事

 　 申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　法第１４条の３の３の規定（名義貸しの禁止）に違反しないことを明らかにするため、追加書類を添付し、証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【追加添付書類】****１　車両の賃貸借契約書の写し（次の項目が記載されているもの）**（１）申請者と貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）との間の契約であること（２）１年以上の車両賃貸借期間を有すること（３）対象となる車両の登録ナンバー（４）賃貸借の期間及び料金（無料の場合は、使用貸借契約書でも構いません。）（５）産業廃棄物収集運搬業の用に供すること（６）独占継続的であること※１：既に賃貸借契約書が作成されていて、契約書の変更が困難な場合は、**当該契約書の写しに加えて**、**貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書**（（１）～（６）の項目の記載があるもの）を提出してください。※２：自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合は、**所有者からの車両の使用承諾書**を提出してください。**２　駐車場の配置図****３　駐車場関係書類及び雇用関係書類**下表に従って、書類を添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当に○ | 駐車場の状況 | 添付書類 |
| 駐車場関係書類 | 雇用関係書類 |
|  | 申請者が所有する駐車場 | 土地の全部事項証明書 |  |
|  | 申請者が確保した駐車場 | 土地の賃貸借契約書の写し |
|  | 車両の貸主が所有する駐車場※ | 土地の全部事項証明書 | 車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類 |
|  | 車両の貸主が確保した駐車場※ | 土地の賃貸借契約書の写し |

※　法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。 |

**※１：自動車検査証記録事項の使用者からの使用承諾書の例**

車両使用承諾書

　　年　　月　　日

車両借主（乙）

　住所：

　氏名：

　乙が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うにあたり、下記車両を収集運搬車両として独占継続的に使用することを甲が承諾します。なお、下記借用期間中、甲は当該車両を使用しないことを誓約します。

記

１　借用する車両の登録番号

２　借用期間

 　 車両貸主（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**※２：自動車検査証記録事項の所有者からの使用承諾書の例**

車両使用承諾書

　　年　　月　　日

車両借主（乙）

　住所：

　氏名：

　甲が所有する車両について、下記のとおり乙が使用することを所有者として承諾します。

記

１　車両

 (1) 車名（メーカー） ：

 (2) 車体形状　　 　 ：

 (3) 登録番号　　　 ：

 (4) 車体番号　　　 ：

２　使用目的

３　借用期間

 　車両所有者（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

欠格要件該当届出書

年　　月　　日

　　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人にあっては、その名称、主たる

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 事務所の所在地及び代表者の氏名

　　欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、次のとお

 り届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　号 |
| 一般（産業）廃棄物処理施設の設置場所　※ |  |
| 一般（産業）廃棄物処理施設の種類　　　※ |  |
| 該当するに至った欠格要件 |  |
| 欠格要件に該当するに至った年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 欠格要件に該当するに至った具体的事由 |  |

　 　備考１「該当するに至った欠格要件」の欄については、該当するものを記載すること。

　　　　　(１)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第６項の規定による届出にあっては、同法第

　　　　　　　７条第５項第４号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあって

　　　　　　　は、同号トに係るものを除く。）のうち該当するものを記載すること。

　　　　　(２)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の２第３項、第14条の５第３項又は第15条の

　　　　　　　２の６第３項の規定による届出にあっては、同法第14条第５項第２号イ（同法第７条第５

　　　　　　　項第４号トに係る者を除く。）又はハからホまで（同法第７条第５項第４号ト又は第14条

　　　　　　　第５項第２号ロに係る者を除く。）のうち該当するものを記載すること。

　　　　 ２　※欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第６項又は第15条の２の６第３項の規定

　　　　　 による届出の場合のみ記載すること。

　　　　 ３　許可証の写しを添付すること。

　石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に係る申出書

令和　　年　　月　　日

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　申出者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）の運搬について、下記の

とおり申し出ます。

記

１　石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）は取り扱いません。

　　　２　石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）を取り扱います。

なお、収集運搬にあたっては、法令を遵守し、排出時に措置した耐水

性のプラスチック袋等による二重梱包の状態のまま、飛散・流出するこ

とがないように収集・運搬します。

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）

|  |
| --- |
| 運搬先業者名（許可番号） |
|  |

※　１又は２のいずれかの番号を〇で囲んでください。

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 |
|  | 撮影 | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 |
|  | 撮影 | 年　　月　　日 |

【記入例】

変更届出書の作成に当たっては、次ページ以降の記入例を参考にしてください。

　　様式第十一号（第十条の十関係）　　　　　　　　　　**例１：法人または個人事業者の名称の変更**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 廃止変更 |  |
| 産業廃棄物処理業 | 届出書 |
|  |  |
|  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日**変更に○を付けてください。**　　　　　　埼玉県知事 届出者  郵便番号 〒３３０－９３０１**直近の許可日及び、****１１ケタの許可番号（許可証の右上に記載されている番号）を記入してください。** 住　　所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号  氏　　名 彩の国株式会社　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 代表取締役　彩の国　太郎 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 ０４８－８３０－３０２６ ＦＡＸ 　０４８－８３０－４７７４平成＊＊年＊＊月＊＊日付け第011\*\*\*\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下 |
|  | 廃止変更 |  　  |
| の事項について | したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第３項 |
|  |  |
| において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出 ます。 |
|  | 新 | 旧 |
|  廃止した事業又は 変更した事項の内 容（規則第１０条 の１０第１項第２ 号に掲げる事項を 除く。） | 法人の名称彩の国株式会社 | 法人の名称埼玉株式会社 |
|  |
|  変更した事項の内容（規則第１０条の１０第１項第２号に掲げる事項） |
|  |  |
| （ふりがな）氏　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 廃止又は変更の理由 | 組織変更のため |
|  備考**行政書士が作成する場合は、行政書士の氏名及び連絡先の記入と、職印の押印をお願いします。** 　１　この届出書は、廃止又は変更の日から１０日以内（履歴事項全部証明書を添付すべ　　 き場合にあっては３０日以内）に提出すること。 ２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとお 　　り」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

御担当者欄

担当部署・担当者名：総務担当　大宮　太郎

電話番号：０４８－８３０－３０２６

**届出についてのお問合せ先を記入してください。**

 　　　　　 　　　（日本産業規格　Ａ列４番）

御担当者欄

担当部署・担当者名：総務担当　大宮　太郎

電話番号：０４８－８３０－３０２６

**届出についてのお問合せ先を記入してください。**

　　様式第十一号（第十条の十関係）　　　　　　 **例２：法人又は個人事業者の本店所在地の変更**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 廃止変更 |  |
| 産業廃棄物処理業 | 届出書 |
|  |  |
|  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日**変更に○を付けてください。**　　　　　　埼玉県知事 届出者  郵便番号 〒３３０－９３０１**直近の許可日及び、****１１ケタの許可番号（許可証の右上に記載されている番号）を記入してください。** 住　　所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号  氏　　名 彩の国株式会社　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 代表取締役　彩の国　太郎 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 ０４８－８３０－３０２６ ＦＡＸ 　０４８－８３０－４７７４平成＊＊年＊＊月＊＊日付け第011\*\*\*\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下 |
|  | 廃止変更 |  　  |
| の事項について | したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第３項 |
|  |  |
| において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出 ます。 |
|  | 新 | 旧 |
|  廃止した事業又は 変更した事項の内 容（規則第１０条 の１０第１項第２ 号に掲げる事項を 除く。） | 本店所在地埼玉県さいたま市浦和区＊＊○丁目○番○号 | 本店所在地埼玉県□□市□□二丁目３番４号 |
|  |
|  変更した事項の内容（規則第１０条の１０第１項第２号に掲げる事項） |
|  |  |
| （ふりがな）氏　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  | **行政書士が作成する場合は、行政書士の氏名及び連絡先の記入と、職印の押印をお願いします。** |
| 廃止又は変更の理由 | 本店移転のため |
|  備考 　１　この届出書は、廃止又は変更の日から１０日以内（利益事項全部証明書を添付すべ　　 き場合にあっては３０日以内）に提出すること。 ２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとお 　　り」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

御担当者欄

担当部署・担当者名：総務担当　大宮　太郎

電話番号：０４８－８３０－３０２６

**届出についてのお問合せ先を記入してください。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格　Ａ列４番）

　様式第十一号（第十条の十関係）**例３：法人の代表者、役員及び５％以上の株式を有する株主の変更**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 廃止変更 |  |
| 産業廃棄物処理業 | 届出書 |
|  |  |
|  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日**変更に○を付けてください。**　　　　　　埼玉県知事 届出者  郵便番号 〒３３０－９３０１**直近の許可日及び、****１１ケタの許可番号（許可証の右上に記載されている番号）を記入してください。** 住　　所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号  氏　　名 彩の国株式会社　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 代表取締役　彩の国　太郎 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 ０４８－８３０－３０２６ ＦＡＸ 　０４８－８３０－４７７４平成＊＊年＊＊月＊＊日付け第011\*\*\*\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下 |
|  | 廃止変更 |  　  |
| の事項について | したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第３項 |
|  |  |
| において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出 ます。 |
|  | 新 | 旧 |
|  廃止した事業又は 変更した事項の内 容（規則第１０条 の１０第１項第２ 号に掲げる事項を 除く。） |  |  |
|  |
|  変更した事項の内容（規則第１０条の１０第１項第２号に掲げる事項） |
|  |  |
| （ふりがな）氏　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　所 |
| さいのくに　あやこ彩の国　彩子 | Ｓ４０．７．１ | 埼玉県○○市○○１丁目１番 |
| 監査役 | 埼玉県○○市○○１丁目１番１号 |
| さいのくにしょうじ有限会社彩の国商事　　 | 代表取締役 | 彩の国　太郎 |
| 株主 | 埼玉県○○市○○１丁目１番１号 |
|  | さいのくに　しろう彩の国　四郎 | Ｓ２２．２．２ | 辞任 |
| 取締役 | **追加又は削除する役員を記入してください。欄が足りない場合は、「新旧対照表１及び新任者一覧表のとおり」と記入してください。** |
| 廃止又は変更の理由 | 株主総会の議決による変更 |
|  備考 　１　この届出書は、廃止又は変更の日から１０日以内（履歴事項全部証明書を添付すべき　　　場合にあっては３０日以内）に提出すること。**行政書士が作成する場合は、行政書士の氏名及び連絡先の記入と、職印の押印をお願いします。** ２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとお 　　り」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

 　　　　　 　　（日本産業規格　Ａ列４番）

御担当者欄

担当部署・担当者名：総務担当　大宮　太郎

電話番号：０４８－８３０－３０２６

**届出についてのお問合せ先を記入してください。**

**新旧対照表１（届出用）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の有無 | 変更事項 | 変更内容 |
| 変更後 | 変更前 |
| 有・無 | 法人の名称、個人事業者の氏名 | （ふりがな　さいのくに　）彩の国株式会社 | 埼玉株式会社 |
| 有・無 | 法人の本店所在地、個人事業者の住所 |  |  |
| 有・無 | 法人の代表者 | 新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり |
| 有・無 | 役員、顧問、政令使用人等 |
| 有・無 | 株主、出資者 |
| 有・無 | 登録車両 | 登録車両一覧表のとおり |
| 有・無 | 取り扱う産業廃棄物の品目の減少 |  |  |
| 有・無 | 政令市における積替え保管許可の有無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

|  |
| --- |
| **※取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類を増やす場合や、石綿含有産業廃棄物の取扱いを****無から有に変更する場合は、別途変更許可申請の手続が必要です。** |

新旧対照表２（届出用）

・変更（就任・辞任）のあった者だけでなく、登録されている全ての代表取締役、役員等、政令使用人

又は株主等について記載してください。※１者１行で記載してください。

・この表の新（役員等、５％以上の株主等）の欄に記載した方のうち、県に登録のない方については、

「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

**・変更（就任・辞任）のあった者だけでなく、登録されている全ての役員等、令第６条の１０に規定する使用人及び株主等について記載してください。**

**※令第６条の１０に規定する使用人や株主のみの変更であっても全ての役員等について記載してください。**

**・５％以上の株式を保有する役員は必ず役職名の後ろに(株主〇〇％)と記入してください。**

**・１者１行で記載してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 新（役員等、５％以上の株主等） | 旧（役員等、５％以上の株主等） |
| １ | 役職名等　代表取締役（株主７０％）氏 名 等　彩の国　太郎 | 役職名等　代表取締役（株主３０％）氏 名 等　彩の国　太郎 |
| ２ | 役職名等　取締役氏 名 等　彩の国　花子 | 役職名等　取締役（株主２０％）氏 名 等　彩の国　花子 |
| ３ | 役職名等　取締役氏 名 等　彩の国　次郎 | 役職名等　監査役氏 名 等　彩の国　次郎 |
| ４ | 役職名等　（辞任）氏 名 等　 | 役職名等　取締役（株主１０％）氏 名 等　彩の国　四郎 |
| **⑤** | 役職名等　監査役氏 名 等　彩の国　彩子 | 役職名等　氏 名 等　 |
| ６ | 役職名等　（辞任）氏 名 等　 | 役職名等　株主（３０％）氏 名 等　彩玉株式会社 |
| ７ | 役職名等　（辞任）氏 名 等　 | 役職名等　株主（１０％）氏 名 等　彩の国　芳子 |
| ８ | 役職名等　（辞任）氏 名 等　 | 役職名等　政令使用人（熊谷支店長）氏 名 等　彩の国　武 |
| **⑨** | 役職名等　株主（３０％）氏 名 等　有限会社彩の国商事 | 役職名等氏 名 等 |
| **⑩** | 役職名等　政令使用人（さいたま支店長）氏 名 等　彩の国　三郎 | 役職名等氏 名 等 |
| １１ | 役職名等氏 名 等 | 役職名等氏 名 等 |
| １２ | 役職名等氏 名 等 | 役職名等氏 名 等 |
| １３ | 役職名等氏 名 等 | 役職名等氏 名 等 |
| １４ | 役職名等氏 名 等 | 役職名等氏 名 等 |
| １５ | 役職名等氏 名 等 | 役職名等氏 名 等 |

新任者一覧表

・新旧対照表２（届出用）の「番号」欄に○をした方（県に登録のない方）のみ記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | （ふ り が な） 氏 名 | 生年月日 | 本 籍 |
|  | 役職名・呼称 | 住 所 |
|  | （さいのくに あやこ）彩の国　綾子 | Ｓ４０.７.１ | 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目１５番 |
| 1 | 監査役 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目１５番１号 |
|  | (さいのくにしょうじ)有限会社彩の国商事 | 彩の国　太郎 |  |
|  | 代表取締役 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号 |
|  | (さいのくに さぶろう )彩の国　三郎 | Ｓ４１.８.１ | 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目１５番 |
|  | 政令使用人 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目１５番１号 |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
| 5 |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
| 10 |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |
|  | （ ） |  |  |
|  |  |  |

　　様式第十一号（第十条の十関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　**例４：運搬車両の変更**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 廃止変更 |  |
| 産業廃棄物処理業 | 届出書 |
|  |  |
|  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日**変更に○を付けてください。**　　　　　　埼玉県知事 届出者  郵便番号 〒３３０－９３０１**直近の許可日及び、****１１ケタの許可番号（許可証の右上に記載されている番号）を記入してください。** 住　　所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号  氏　　名 彩の国株式会社　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 代表取締役　彩の国　太郎 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 ０４８－８３０－３０２６ ＦＡＸ 　０４８－８３０－４７７４平成＊＊年＊＊月＊＊日付け第011\*\*\*\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下 |
|  | 廃止変更 |  　  |
| の事項について | したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第３項 |
|  |  |
| において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出 ます。 |
|  | 新 | 旧 |
|  廃止した事業又は 変更した事項の内 容（規則第１０条 の１０第１項第２ 号に掲げる事項を 除く。） | 別紙（運搬車両一覧）のとおり |  |
|  |
|  変更した事項の内容（規則第１０条の１０第１項第２号に掲げる事項） |
|  |  |
| （ふりがな）氏　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 廃止又は変更の理由 | 車両の購入及び廃車 |
|  備考**行政書士が作成する場合は、行政書士の氏名及び連絡先の記入と、職印の押印をお願いします。** 　１　この届出書は、廃止又は変更の日から１０日以内（履歴事項全部証明書を添付すべ　　 き場合にあっては３０日以内）に提出すること。 ２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとお 　　り」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

御担当者欄

担当部署・担当者名：総務担当　大宮　太郎

電話番号：０４８－８３０－３０２６

**届出についてのお問合せ先を記入してください。**

 　　　　　 （日本産業規格　Ａ列４番）

|  |
| --- |
| 運搬車両一覧 |
|  | 車体の形状 | 自動車登録番号又は車両番号 | 最大積載量（kg） | 所有者又は使用者 | 備考 |
| １ | 脱着装置付コンテナ専用車 | 大宮　100あ　11－11 | 3,800 | 彩の国(株) | 継続・新規・抹消 |
| ２ | キャブオーバ | 熊谷　100い　22－22 | 8,000 | 彩の国(株) | 継続・新規・抹消 |
| ３ | タンク車 | 所沢　800う　33－33 | 5,000 | (株)彩の国環境 | 継続・新規・抹消 |
| ４ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ５ |  |  |  | ***備考欄には必ず、継続、新規、抹消いずれかを記載してください。*** | 継続・新規・抹消 |
| ６ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ７ |  |  |  | **備考欄には必ず、継続、新規、抹消いずれかに〇を付けてください。** | 継続・新規・抹消 |
| ８ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ９ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 10 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 11 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 12 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 13 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 14 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 15 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 16 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 17 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 18 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 19 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 20 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |

**自動車検査証記録事項の形式欄の記載が「KK－」「KL-」「KC-」等で始まる場合、埼玉県の条例によるディーゼル車規制の対象となる可能性があります。**

**新規に登録する車両で当該規制の対象となる車両については、「粒子状物質減少装置装着証明書（DPF）」装着証明書の写しを添付してください。**

**証明書が提出できない場合には、車体に貼付された「九都県市粒子状物質減少装置装着適合車」ステッカーをナンバープレートとともに撮影した写真を自動車検査証記録事項に添えて御提出ください。詳細はp.6を御参照ください。**

**自動車検査証記録事項を参照して記載してください。**

**所有者又は使用者欄には、「使用者」を記載してください。**

運搬車両の写真

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 | 大宮　100あ　11－11 |
| 前　　面　　写　　真 | **注意事項****・車両の前面（真正面）を全体が写るように撮影すること。****・ナンバーが確認できること。**　　　　大宮100あ11-11 |
| 側　　面　　写　　真 | **注意事項****・車両の側面（真横）を全体が写るように****撮影すること。****・車体の表示も撮影すること。****「産業廃棄物の収集運搬車である旨」****「許可業者の氏名又は名称」****「固有番号（許可番号の下６桁）」****※車体の表示が読み取れない場合、****表示部分を拡大した写真を添付してください。**　　　　　　　産業廃棄物収集運搬車○○株式会社000000号　　　 |
|  | 撮影 | 令和○○年○○月○○日 |

借上げ車両を登録する場合の申出書

 令和◯◯年◯◯月◯◯日

　埼玉県知事

申請者

　　　　　　　　　　　　　　　住　所　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

氏　名　彩の国株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表取締役　彩の国　太郎

 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　法第１４条の３の３の規定（名義貸しの禁止）に違反しないことを明らかにするため、追加書類を添付し、証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【追加添付書類】****１　車両の賃貸借契約書の写し（次の項目が記載されているもの）**（１）申請者と貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）との間の契約であること（２）１年以上の車両賃貸借期間を有すること（３）対象となる車両の登録ナンバー（４）賃貸借の期間及び料金（無料の場合は、使用貸借契約書でも構いません。）（５）産業廃棄物収集運搬業の用に供すること（６）独占継続的であること　※１：既に賃貸借契約書が作成されていて、契約書の変更が困難な場合は、**当該契約書の写しに加えて**、**貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書**（（１）～（６）の項目の記載があるもの）を提出してください。　※２：自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合は、**所有者からの車両の使用承諾書**を提出してください。**当てはまるものに◯を付けてください。****２　駐車場の配置図****３　駐車場関係書類及び雇用関係書類**　下表に従って、書類を添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当に○ | 駐車場の状況 | 添付書類 |
| 駐車場関係書類 | 雇用関係書類 |
|  | 申請者が所有する駐車場 | 土地の全部事項証明書 |  |
| ◯ | 申請者が確保した駐車場 | 土地の賃貸借契約書の写し |
|  | 車両の貸主が所有する駐車場※ | 土地の全部事項証明書 | 車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類 |
|  | 車両の貸主が確保した駐車場※ | 土地の賃貸借契約書の写し |

※　法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。 |

**※１：自動車検査証記録事項の使用者からの使用承諾書の例**

**既に車両の賃貸借契約書が作成されていて、前ページの（１）～（６）の内容が満たされておらず、契約書の変更が困難な場合は、賃貸借契約書の写しに加えて、貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書を提出してください。**

車両使用承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

車両借主（乙）

　住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

　氏名：彩の国株式会社

　　　　代表取締役　彩の国　太郎

　乙が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うにあたり、下記車両を収集運搬車両として独占継続的に使用することを甲が承諾します。なお、下記借用期間中、甲は当該車両を使用しないことを誓約します。

記

１　借用する車両の登録番号

　　大宮×××た１２３４

２　借用期間

　　令和５年〇月〇日から令和１０年×月×日まで

 　　　　　　　 車両貸主（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：埼玉県さいたま市××区××２－３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：株式会社彩の国環境

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　大宮　二郎　　　　印

**※２：自動車検査証記録事項の所有者からの使用承諾書の例**

車両使用承諾書

**自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合には、所有者からの使用承諾書を添付してください。**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

車両借主（乙）

　住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

　氏名：彩の国株式会社

　　　　代表取締役　彩の国　太郎

　甲が所有する車両について、下記のとおり乙が使用することを所有者として承諾します。

記

１　車両

 (1) 車名（メーカー）： いすゞ

 (2) 車体形状　　　 ： ダンプ

 (3) 登録番号　　　 ： 大宮×××た１２３４

 (4) 車体番号　　　 ： ○○○○○○－９８７６５４３

２　使用目的

　　産業廃棄物収集運搬業

３　借用期間

　　令和５年〇月〇日から令和１０年×月×日まで

 　　　　　　　車両所有者（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：埼玉県◇◇市◇◇３－５

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：○○オートサービス株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　浦和　三郎　　　印

誓　約　書

　申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　彩の国株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　彩の国　太郎

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

**P.15の欠格事項に該当しないことを**

**確認した上で、記名をしてください。**

**誓約書に記載する氏名・名称、住所、本籍等は、履歴事項全部証明書及び住民票のとおりに記載してください。**

　　様式第十一号（第十条の十関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　例５：事業の廃止

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 廃止変更 |  |
| 産業廃棄物処理業 | 届出書 |
|  |  |
|  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日**廃止に○を付けてください。**　　　　　　埼玉県知事 届出者  郵便番号 〒３３０－９３０１**直近の許可日及び、****１１ケタの許可番号（許可証の右上に記載されている番号）を記入してください。** 住　　所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号  氏　　名 彩の国株式会社　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 代表取締役　彩の国　太郎 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 ０４８－８３０－３０２６ ＦＡＸ 　０４８－８３０－４７７４平成＊＊年＊＊月＊＊日付け第011\*\*\*\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下 |
|  | 廃止変更 |  　  |
| の事項について | したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第３項 |
|  |  |
| において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出 ます。 |
|  | 新 | 旧 |
|  廃止した事業又は 変更した事項の内 容（規則第１０条 の１０第１項第２ 号に掲げる事項を 除く。） | 産業廃棄物収集運搬業（積み替え保管を除く）を廃止 | 産業廃棄物収集運搬業（積み替え保管を除く） |
|  |
|  変更した事項の内容（規則第１０条の１０第１項第２号に掲げる事項） |
|  |  |
| （ふりがな）氏　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 廃止又は変更の理由 | 　業務廃止のため |
|  備考 　１　この届出書は、廃止又は変更の日から１０日以内（利益事項全部証明書を添付すべ　　 き場合にあっては３０日以内）に提出すること。 ２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとお 　　り」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

 　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格　Ａ列４番）

御担当者欄

担当部署・担当者名：総務担当　大宮　太郎

電話番号：０４８－８３０－３０２６

**届出についてのお問合せ先を記入してください。**

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に係る申出書

**現に汚泥の許可を有し、かつ１種類以上の石綿含有産業廃棄物又は廃石綿等に該当する特別管理産業廃棄物の収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可を有する事業者が、石綿汚泥の取扱いをするために、更新許可を待たずに明示を行いたい場合に使用します。**

令和○○年○○月○○日

埼玉県知事

申出者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

氏　名　彩の国株式会社

　代表取締役　彩の国　太郎

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）の運搬について、下記の

とおり申し出ます。

記

１　石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）は取り扱いません。

**番号に◯をつけてください。**

　　　２　石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）を取り扱います。

なお、収集運搬にあたっては、法令を遵守し、排出時に措置した耐水

性のプラスチック袋等による二重梱包の状態のまま、飛散・流出するこ

とがないように収集・運搬します。

**運搬先事業者名を記入してください。**

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）

|  |
| --- |
| 運搬先業者名（許可番号） |
| 埼玉エンジニアリング(株)許可番号：第＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊号 |

※　１又は２のいずれかの番号を〇で囲んでください。

**・予定運搬先が埼玉県以外の場合は、他県の収集運搬業許可証の写しを提出してください。**

**・石綿汚泥の取扱いの許可が確認できるものが必要です。明示がない場合は、明示のため申請した変更許可申請又は変更届の受付印のあるものの写しを提出してください。**

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 | 廃石綿等専用袋 | 用途 | 汚泥（石綿含有産業廃棄物） |
| 　　※容器の写真は、明瞭か　**注意事項****・排出事業者が排出した荷姿のまま運搬する場合は、写真不要。** |
|  | 撮影 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　※容器の写真は、明瞭かつ容器全体が写るように撮影してください。 |
|  | 撮影 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |